# 平成30年 琴浦町区長会

期日 平成30年2月14日(水) 午後7時~8時30分

会場 赤碕地域コミュニティセンター2階多目的ホール

## 日 程

- 1 開会
- 2 町歌斉唱
- 3 町長あいさつ
- 4 来賓あいさつ
- 5 町及び町社会福祉協議会からのお願いとお知らせ事項
- 6 質疑応答
- 7 その他
- 8 閉会

琴浦町

## 平成30年 各部落区長一覧

(敬称略)

							<u>(敬称略)</u>
八橋	地区		町住上伊勢団地	安田	智裕	西仲町	中島 実
八橋1区代表区長	山内	茂	中尾	上山	必勝	西町	宮本 明輝
八橋1区東	田中	博道	伊勢野	倉本	<u>裕子</u>	八幡町	松田 廣行
八橋1区中	天野	辰夫	槻下大区長	山﨑	肇	地蔵町	井木 裕
八橋1区西	市本	<u>成人</u> 隆	槻下八匹及	盛山	_ <del></del> 茂	大山町	坂本 繁紀
八佰「区四	一中型				<u> </u>		双个 系礼
八橋2区	天野	健児	斉尾	<u> </u>	晴美	牧場	鈴木 順平
八橋3区	福島	國宏	二軒屋	大橋	幹弘	西地蔵町	山本 博康
八橋4区	清水	重行	斉尾団地	大西	孝次	駅前通り	吉田 忠男
八橋5区	生田	峰敬	槻下北団地	齋尾	康紀	花見町	大谷 浩史
八橋6区	島本	和彦	槻下南団地	浅田	里奈	上赤碕	山形 重喜
八橋7区	松岡	佳則	金屋	三嶋	英幸	松ヶ丘	西脇 馨
岩本	岩本	智弘	下鄉	地区		船望台	松本和美
笠見	芦亩	<u>追</u>	下大江	大﨑	好幸	扇町	國森 学司
田越	源内	<u>走</u> 邦彦	松井	山根	早由美	きらり町	屋内賢滋
保大区長	桑本	<del>邓尼</del> 賢治	杉下	小代	喜美	きらり住宅	
	<u>余</u> 中						西村 孝義
保1区	陰山	<u>巧</u>	平和	田口	<u>正美</u>		地区
保2区	松本	忠志	森藤	隂山	昭夫	南出上	山下 敬史
保3区	安達	威之	上光好	三浦	幸信	出上1区	福本 高博
丸尾	榎田	勝充	下光好	田中	均	出上2区	福本 義郎
徳万区	前田	敬孝	上釛	藤原	幸男	出上4区	淺田 義彰
大成	押本	政朗	釛	杉本	利雄	出上5区	福本 宮枝
一里松	川崎	輝明	美好	清水	博之	出上6区	森実男
寿団地	中原	忍	三保	福本	<del>- 17.00</del> 一明	東山区	森信美
コーポラスことうら	豊田	<u></u> 寛仁	倉坂	松本	 雅文	桜ヶ丘	前田賢一
立石区	德永	_ <u></u>		地区	1世人	東桜ヶ丘	森良治
ガーデンヒルズ	清水	<u>膀</u> 雅彦		小倉	陽介	上野	西村敦郎
カーナンビルス			公文			上野	四州 敦助
大灘団地	鎌谷	悟	山田	平野	聖博	緑	玉木 輯
みどり園	尾古	俊文	大杉	小倉	良文	水口	藤井 宗髙
特老みどり園	坂本	文秋	福永	平岩	利和	大石	佐伯 秀雄
とうはくハイツ	齋尾	博幸	野田	久米	繁好	今在家	秋田 友文
浦安	地区		古布匠			分乗寺	池信 範夫
逢東大区長	藤本	則明	野井倉	松本	勲	佐崎	財賀 敏昭
逢東1区	舩田	正文	中津原	上本	健二	上中村	北野 博堂
逢束2区	足達	壽繼	上三本杉	岩本	喜正	下中村	小谷 章治
<u> </u>	中原	<del></del> 勇	下三本杉	馬野	忠篤	太一垣	足立 康一
逢束4区	福井	誠	別宮	馬野	進	国主	山崎正道
逢束5区	来家	顕一	古長	池口	<u>隆</u>		那須 幸子
<u>ほれるに</u> 多古6区	機上	正己	<u> </u>	<u></u>	_ <u>阵</u>	<u> </u>	地区
逢束6区			<u>大 『</u>	小台	<u>力徳</u> 七三		
逢東7区	中原	敦	宮場	山下	有司		倉長 邦彦
浦安大区長	吉岡	正	八反田	德丸	武和	坂ノ上	中島章男
浦安1区	生田	充	上法万	横山	武彦	下市	小泉 傑
浦安2・3区	德川	直道	下法万	定常	信一	<b>向原</b>	永田 勝範
浦安4区	竹田	勉	杉地	仲田	猛	湯坂	高塚 覺
浦安5区	西本	清一	赤碕	地区		<u>光</u> 尾張	大本 正史
浦安6区	帯刀	利明	朝日町	山根	真	尾張	森長 悟
浦安7区	山下	<del>[2]                                    </del>	別所	入江	<del></del> 敏	梅田	田中 茂雄
浦安8区	谷口	<u>厚</u> .厚史	朝日ヶ丘	大黒	和夫		地区
浦安9区	種子	直記	<b>亀崎町</b>	山邉	<del>皆2</del>	竹内	村上 隆
浦安10区	竹林	比呂志	港町	和田	真	赤碕金屋	谷本大輔
浦安10区	吉元	博司	東三軒屋	溶扫	<del>具</del> 益夫	<u>亦晍亚厓</u> 宮木	小川 匡
州	量品	<u> </u>	水一刊圧  二缸层	<u> </u>	<u> </u>	十能	<u>小川 匡                                   </u>
下伊勢東	西川	典衝	三軒屋	宮﨑	俊次	大熊	
下伊勢西大区長		まり子	塩屋町	塩谷	晋	国実	山根剛浩
下伊勢西1区	山田	修一郎	荒神町	竹森	<b></b>	大父	橋田 英憲
下伊勢西2区	山田	篤司	南荒神町	片上	榮作	平田ヶ平	河上 操
下伊勢西3区	谷田	孝博	東町	村主	悟志	大父木地	小椋 幸雄
下伊勢西4区	藤本	憲明	仲之町	福田	正	山川	谷本 秋好
上伊勢	池本	節	本町	入江	敏朗	山川木地	小椋 久義
		•			30 11 0 0		

## 琴浦町民憲章

しぜん かんきょう たいせつ 一**、 自然と環 境を大切にするまち** 

海や山に感謝をし、美しいまちをつくりましょう。

一、歴史と文化の薫るまち

<sup>\*\*</sup> 共に学び、磨きあい、文化の薫り高いまちをつくりましょう。

一、 元気な声がひびくまち

心身ともに健やかで、明るいまちをつくりましょう。

一、人権が尊重されるまち

ゃさ こころ かよ あ きぼう み 優しい心が通い合う、希望に満ちたまちをつくりましょう。

ー、 未来をひらく産業のまち

## 琴浦町のシンボル



■町の花「サクラ」 琴浦町内には船上山万本桜公園をはじめ一円にサクラの名所が広がっています。その種類も豊富で、ソメイヨシノ、シダレ桜、ヤエ桜と、長い期間にわたって開花を楽しむことができます。町内随所を花見の名所として観光資源活用し、町の振興に役立てます。



■町の木「ブナ」 名勝船上山から大山滝にかけて樹林を形成するブナは 西日本最大級の樹齢を育み、落葉広葉樹として生命力も強くその景観も悠然 としています。また「山は海の恋人」と言われるよう森林を守る保水力など すばらしいものがあり自然豊かな琴浦町を象徴するにふさわしい樹木です。



■町の魚「アゴ(飛魚)」 琴浦町の夏を告げる魚として知られ、水揚げ量も多い町の代表的な魚です。加工品も特産品としても親しまれ、地産地消、土産物として利用が多く、宣伝効果も期待されます。また、海面を飛ぶ雄姿は、飛躍を目指す琴浦町のイメージに重なります。



■町の鳥「カワセミ」 澄んだ川に生息していることから「美しい川のシンボル」とされており、大山や船上山から日本海をつなぐ琴浦町内の河川に生息するカワセミは、豊かで美しい琴浦町の自然環境を表現するのに最もふさわしいことなどから町民による選定選挙において選定されました。

# 琴浦町歌「輝く未来へ」



二、果てなくつづく 明日の夢呼ぶ みんなで幸せ 健やか笑顔の 輝く未来をめざすまち 心やすらぐ琴の浦 ふれあう人の輪 あたたかく 花が咲く ふるさとに 活き活きと 琴浦は 琴浦は つくるまち 日本海

琴浦町歌「輝く未来へ」

おお のでみ わ はるかに仰ぐ 大山に

輝く未来へ 伸びるまち豊な実りの 琴浦は

あふれる自然に恵まれて

大きな希望 湧いてくる

# 町 三 役 の 紹 介

町 長 小松 弘明

副町長

教育長 小林 克美

# 各課・室・局の業務及び所属長の紹介

担当課	所属長名	担当業務
総務課	課長	・区長配布物、部落要望、認可地縁団体など部落全般
	遠藤義章	に関すること。
		・危険な空き家に関すること。
		・交通安全、消防、防災に関すること。
出納室	室 長	・町予算の歳入歳出の出納に関すること。
	福本由喜美	・町からの支払者にかかる個人番号の収集に関するこ
		と。
税務課	課長	・町税(住民税、固定資産税、軽自動車税等)に関す
	大田 望	ること。
		・国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料に関す
		ること。
		・上記の税、料の納付に関すること。
		・地籍調査に関すること。
企画	課長	・広報・公聴、行政放送に関すること。
情報課	藤本広美	・ケーブルテレビに関すること。
		・入札・契約に関すること。
		・中山間地の振興、地域活性化団体の育成に関するこ
		と。
		・地方創生に関すること。
町民	課長	・戸籍関係届、各種証明申請・交付に関すること。
生活課	大田晃弘	・個人番号カードの申請・交付に関すること。
		・国民健康保険・後期高齢者医療に関すること。
		・特別医療・養育医療に関すること。
		・国民年金、消費生活相談に関すること。
		・環境(ごみ処理、公害、動物愛護等)に関すること。
子育て	課長	・保育園・児童クラブなど子育て支援に関すること。
健康課	阿部信恵	・児童手当に関すること
		・母子保健・予防接種に関すること。
		・各種検診・健康教室・健康相談に関すること。

担当課	所属長名	担当業務
福祉	課長	・児童扶養手当に関すること。
あんし	藤原静香	・生活保護、生活困窮者、民生児童委員に関すること。
ん課		・高齢者福祉に関すること。
		・介護保険、介護予防に関すること。
		・障がい児・者福祉に関すること。
商工	課長	・商工観光に関すること。
観光課	桑本真由美	・移住定住促進に関すること。
		・路線バス(町営バス等)に関すること。
農林	課長	・農業・林業・水産業・畜産業に関すること。
水産課	小西博敏	・農地・農業用施設の維持管理に関すること。
		・農道・林道・治山に関すること。
		・ダムに関すること。
建設課	課長	・道路、河川の愛護、管理に関すること。
	倉光雅彦	・街路灯(LED)設置費用の助成に関すること。
		・木造住宅の耐震診断、改修の助成に関すること。
		・急傾斜地危険区域内の住居移転、建替えの助成に関
		すること。
上下	課長	・上水道施設の整備及び維持管理に関すること。
水道課	村上千美	・公共下水道、農業集落排水施設の整備及び維持管理
		に関すること。
農業	局 長	・農地法上の所有権移転等に関すること。
委員会	高橋三枝子	・農地の貸借および諸証明に関すること。
事務局		
教育	課長	・小中学校経営に関すること。
総務課	渡邉文世	・義務教育就学援助費に関すること。
		・町育英奨学金に関すること。
41.4	<b>→</b>	・学校給食センター運営に関すること。
社会	課長	・生涯学習(地区公民館等)の企画推進及び施設管理
教育課	大谷浩史 	に関すること。
		・芸能・文化の振興及び文化財保護に関すること。
		・体育、レクリエーションの振興及び体育施設管理に
		関すること。
<u> </u>	課長	・読書活動の推進及び図書館運営に関すること。
人権・   同和		・人権施策の推進に関すること。 ・人権・同和教育の推進に関すること。
教育課	以/宅駅上	・ 進学奨励金の給付に関すること。
<b>秋月</b> 味		・人権相談に関すること。
 議会	 局 長	・議会に関すること。
事務局		・磁云に関すること。
尹伤川	人川坦/	- 皿且に関りること。

- 7	7 —
-----	-----

# ~ 自主防災組織を結成しましょう! ~

## ○災害時の救助の実態(阪神・淡路大震災)

・災害の時は誰に助けられたのか?

	助けた人	割合	区分
	自力・家族	約67%	自助
	友人・隣人など	約31%	共助
=	救助隊	約2%	公助

- 一般的には、<br />
  自助:共助:公助 = 7:2:1<br />
  といわれてます。
- ■自分の身は自分で守る、災害の時は隣・近所の助け合いが大切!
- 大災害になると、交通が遮断されたり、火災の同時多発等により、消防署 などの公的機関だけでは人命救助は十分に行えない!



自主防災組織を結成し、住民が協力して地域の防災力を高めること が重要です!!

※(社)日本火災学会:「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」のデータを加工

## 〇自主防災組織とは

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づいて自主的に結 成する組織のこと。

地域住民が連携し、防災活動を効率的・組織的に行うことで、災害による被害の予防や軽減を目的とします。

平常時では防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、集団避難などの活動を行います。

「自分の命は自分で守る。自分たちの町は自分たちで守る」







# 自主防災組織の各種支援策

## 1 琴浦町自主防災組織結成促進補助金

#### 《概要》

- 新たに結成された自主防災組織に対し、結成当初に必要な防災資機材の 整備に対する補助金を交付します。
- 結成後、初回のみ利用することができます。
- 補助率は 10 割、補助限度額は 100,000 円です。

#### 《防災資機材の具体例》

- ・安全装備用・・・ヘルメット、防火衣等
- ・救出救助用・・・ジャッキ、担架、リヤカー等
- 情報伝達用・・・メガホン、トランシーバー等
- ・活動用・・・腕章、活動服、ベスト等

## 2 琴浦町自主防災組織防災資機材整備事業補助金

#### 《概要》

- 自主防災組織が行う防災資機材の整備に要する経費を補助します。
- すでに結成された組織は、こちらの補助金が利用できます。
- 補助率は 1/2、補助限度額は 50,000 円です。

#### 《防災資機材の具体例》

- ・消火用・・・消防用ホース、その他放水用用具
- ・安全装備用・・・ヘルメット、防火衣等
- ・救出救助用・・・ジャッキ、担架、リヤカー等
- 情報伝達用・・・メガホン、トランシーバー等
- ・活動用・・・腕章、活動服、ベスト等

## 3 琴浦町自主防災組織活動促進奨励金

#### 《概要》

• 防災訓練及び研修会を年2回以上実施した自主防災組織に対して一年度 につき1回奨励金を交付します。

#### 《交付基準》

- 参加者の合計が100人以上・・・20.00円
- 参加者の合計が100人未満・・・10,000円

## 4 鳥取県自主防災組織活動アドバイザー制度

県内の自主防災活動の促進を図るため、防災に関する専門的な知識及び経験を有する方をはじめ、地域で自主防災活動に取り組まれている方等を「鳥取県自主防災活動アドバイザー」として登録し、地域で開催される防災研修会や防災訓練等で講演、助言等の支援を行っている制度。

派遣申込みなどのご相談がある場合は、下記担当へご連絡ください。 ※依頼料は無料(アドバイザーの謝金及び旅費は県で負担)

#### ○お問い合わせ先

鳥取県危機管理局消防防災課(地域防災力担当)

TEL: 0857-26-7082 FAX: 0857-26-8139

## 平成30年 町からのお願いとお知らせ

※赤字の項目については、説明を行います。

## 【総務課】

問合せ先 電話 52-2111(代表) 52-1700(消防・防災係) 55-0111(分庁総合窓口係)

#### 1 自主防災組織を設立しましょう

町では、自主防災組織づくりを積極的に推進しています。

自治会単位、または、複数の自治会単位での組織づくりをお願いします。

また、自主防災活動に関する研修会等に鳥取県自主防災活動アドバイザーを派遣しますのでご活用ください。

また、地域の防災マップ等を作成し、地域防災力を向上させるための参考として、 避難行動要支援者リストを提供しますので、希望される区長さんはご相談ください。

#### 2 消防団員の募集について

消防団は、地域の安心安全を担う重要な組織であり、今後も地域の防災力向上のためには欠かすことのできない組織です。

近年、消防団員の確保が非常に困難になっており、団員の高齢化も進んでいる状況です。今後の消防団運営のためにも団員募集の際には各自治会のご協力をいただきますようお願いします。

#### 3 防災士の育成について

町では、地域防災リーダーを中心とした共助の取組みを推進しています。 その地域防災リーダーとして、防災士を育成しています。

防災士の資格取得のための研修の斡旋、助成をしています。

研修の開催日が決まりましたら、区長さんまたは自主防災組織代表者にお知らせします。

※3ヶ年度計画で、80名の防災士を育成する予定です。

(平成29年度25名、平成30年度25名、平成31年度30名の予定)

#### 4 琴浦町防災訓練について

- (1) 土砂災害を想定した住民避難訓練 7月の予定
- (2) 消防局と県中部地区の市町の消防機関の合同訓練 8月の予定
- (3)総合防災訓練 10月の予定
- ※訓練日時、訓練内容などの詳細については、決定次第、訓練地区の区長に、 お知らせいたします。

#### 5 行方不明事案について

行方不明事案が発生した場合は、早期発見に繋げるため、なるべく早い段階(明 るいうちに)で琴浦大山警察署へ相談等をお願いします。

連絡先 琴浦大山警察署 電話 49-8110

#### 6 火災予防について

火災は、火の元から目を離したわずかな時間で発生します。火の取り扱いには十分気をつけて火災予防にご協力ください。

火災発生時には、大きな声で周囲に火災を知らせて消火活動を行ってください。 また、部落では消火栓、ホース等の定期点検と用水路への水の確保をお願いします。

#### 7 救急救命・応急手当の講習について

琴浦消防署では、救急救命・応急手当講習の受付を随時行っています。

各集落の行事で住民の方々が集まられる時などに、ぜひ開催していただきますようお願いします。

申込先 琴浦消防署 電話 52-3346

#### 8 行政懇談会(住民説明会)の開催について

町民の皆さんの町行政や施策等に関するご意見、ご提言又は町の事業等で詳しく 説明を受けたいなど、ご要望のテーマに応じて行政懇談会(住民説明会)を開催しま す。部落や団体で開催希望がありましたらご連絡ください。

#### 9 広報ことうら等区長配布物の年間配布予定

区長さん宅へ、原則として月の末日の2日前(閉庁日繰上げ)に配布します。

H30. 2月	26日(月)	6月	28日(木)	10月	29日(月)
3月	29日(木)	7月	27日(金)	11月	28日(水)
4月	27日(金)	8月	29日(水)	12月	28日(金)
5月	29日(火)	9月	28日(金)	H30.1月	29日(火)

※配布部数の変更が生じた場合は、総務課(52-2111)にご連絡ください。

## ※12月末の配布物は、旧区長さん宅へ配布しますのでご了承ください。

#### 10 部落要望について

部落要望書を提出する際の受付先は、総務課になります。なお、要望箇所を把握できるように<u>必ず位置図及び写真を添付</u>していただき、何をどのようにして欲しいのか詳しく記載していただきますようお願いします。

#### 11 地縁による団体の認可申請手続きについて

地縁による団体に対し法人格を付与することにより、団体の保有する不動産等の団体名義での登記等を可能にします。認可申請手続き等はご相談ください。

#### 12 空家実態調査について

空家の所有者に対し、指導や助言、勧告を実施するために、空家実態調査を実施する予定です。部落内の空き家調査について区長さんのご協力をお願いします。

調査方法については、住宅地図に空き家を書き込んでいただく方法で実施するよ う検討しています。詳細については、5月頃に連絡するよう予定しています。

#### 13 交通安全旗の掲揚について

琴浦町では交通安全基本条例を制定し、各家庭での交通安全旗の掲揚を推進しています。

毎月1日、15日の「交通安全参加日」と「各期交通安全運動期間中」は、部落 放送などで「交通安全旗」の掲揚を呼びかけていただき、地域の交通安全意識の高 揚にご協力ください。

#### 14 コミュニティ助成事業について

地域活動団体(部落・自治会等)へコミュニティ活動に直接必要な設備等の購入費を助成することにより、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする補助金です。

平成31年度分の事業申請は、9月~10月上旬に募集を行う予定ですので、それまでに部落内での協議、見積書・カタログ等の準備しておかれるとスムーズに申請手続きを行うことができますので、ご検討ください。

なお、過去10年以内に同種事業について補助を受けた団体は申請することができませんので、ご承知下さい。

#### ※助成対象の例

- (1) 祭り用備品(太鼓、法被等)、公民館備品(エアコン、テレビ、調理用機器等) 除雪機、草刈機等。ただし、駐車場、トイレ、電球のみの整備等は対象外。
- (2) 部落公民館の建設又は大規模修繕。ただし、土地取得費、造成費、既存施設 の解体費は対象外。
- (3) 無線機、ヘルメット、ヘッドライト、投光器、発電機、メガホン等

#### 15 平成30年度に予定している補助制度について

#### (1) 部落自治振興費交付金

部落自治活動の振興や広報配布などの行政事務に対する交付金です。 ※ 交付時期は、5月~6月を予定しています。

#### (2) 琴浦町自主防災組織結成促進補助金

新たに自主防災組織を結成した団体が購入する防災資機材の補助金です。 補助率10/10 上限額100,000円(結成から1年以内) \*当補助金は平成31年度で終了します。早期の結成をお願いします。

#### (3) 琴浦町自主防災組織防災資機材整備事業補助金

既存の自主防災組織が購入する防災資機材の補助金です。 補助率1/2 上限額50,00円(結成2年目以降)

#### (4) 琴浦町自主防災組織活動奨励金

自主防災組織が行う訓練や研修会の開催に対する奨励金です。 訓練などを年2回以上実施した団体に交付 参加者合計が100人以上の場合20,000円 参加者合計が100人未満の場合10,000円

#### (5) 琴浦町消防施設整備事業補助金

消防用ホースや消火栓用ホース格納箱、可搬ポンプ修繕など自治会の消防施 設整備に対する補助金です。

補助率1/2 上限額100,000万円

※ 平成31年度から自主防災組織未結成の自治会については、補助率・上 限額を下げる予定です。早期の結成をお願いします。

#### (6) コミュニティ施設バリアフリー化支援事業補助金

部落公民館のトイレの洋式化、スロープ設置などバリアフリー化するための 改修工事に対する補助金です。

補助率 1/2 上限額 5 0 0, 0 0 0 円 町内事業者による工事実施が必要 各部落で1回のみ利用可能 平成 3 1 年度末をもって事業終了の予定です。

## 【税務課】

問合せ先 電話 52-1702 (評価係、課税係)

52-1712 (徴収係)

52-1701 (地籍調査係)

#### 1 確定申告会場について

次のとおり確定申告を受けます。

	期間	会 場
前期	H30.2.16(金)~H30.2.27(火)	赤碕会場(分庁舎:多目的ホール)
後期	H30.3.1(木)~H30.3.15(木)	東伯会場(本庁舎:保健センター)

※H30.2.28 (水) は会場移動のため、申告受付を行いません。

#### 2 町税等の減免制度について

町民の皆さまの生活の安定と向上に資するための制度で、町民税、固定資産税、 国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料(以下「町税等」という。) が対象になります。

制度の適用を受けるための該当要件は次のとおりです。

なお、町税等の滞納がある場合は、対象になりません。

また、減免制度のほか、一時的な徴収猶予及び延滞金の減免などの制度がありますので詳しくは税務課(課税係)にお問い合わせください。

- (1) おおむね6ヶ月以上、所在が不明などの場合
- (2) 主として生計を立てている人の死亡又は長期の病気及び失業などの理由により著しく生活に困っている場合
- (3) 震災、風水害及び火災などにより著しい損害を受けた場合。

#### 3 地籍調査について

調査により地籍図や地籍簿を整備・管理し、町民の皆さまの財産及び公共の財産の保全を図ります。

- (1) 平成30年度の地籍調査について (一筆調査) 調査地区 琴浦町大字宮木・高岡の各一部 0.18 K m² (宮木・大熊・国実)
- (2) 地籍調査推進委員の選出について

関係する集落(区域)につきましては、調査を円滑に進めるために調査区域の地理など土地事情に詳しい方を、地籍調査推進委員として選出する事にご協力ください。

## 【企画情報課】

問合せ先 電話 52-1708 (企画調整係、情報政策係、地方創生推進室)

#### 1 部落放送の時間について

部落放送を行う際、他の放送時間と重ならないよう、以下の時間の前後5分間 は録音を行わないようお願いします。

時報 午前7時、午前11時30分、午後5時

行政放送 午前6時20分、午後7時45分

地区別放送 午後7時47分

農協放送 午前6時40分、午後0時40分

## 【町民生活課】

問合せ先 電話 52-1703 (環境衛生係)

52-1704 (戸籍係)

52-1707 (保険係、生活・年金係)

#### 1 環境に配慮したまちづくりの推進について

(1) ごみ減量化にご協力ください。

町では、限りある資源の有効活用と地球温暖化防止を図るため、ごみの排出量の抑制に取組みます。町民の皆さんも家庭で出される生ごみ等は十分に水切りをして出していただき、紙類、布類、ペットボトル、トレーなどは再資源化していただくなど、ごみの減量化にご協力ください。

また、琴浦町では使用済み小型家電の回収を行っています。不燃ごみの回収日に回収対象の小型家電を回収しています。役場本庁、分庁、まなびタウン、各地区公民館などには小型家電回収ボックスを設置していますのでご活用ください。

#### (2) ごみ収集日程表の細分化について

以前から、ごみ収集日程表は旧町単位(東伯・赤碕)で作成していましたが、地区・部落によっては回収日がいつなのか分かりにくいことや、全体の日程が確認でき他の地区の回収日に関係の無い地区からごみを捨てられることが考えられることから、可燃ごみの回収日を基準に各地区・部落ごとにごみ収集日程表を配布します。配布枚数については各部落の戸数+10枚(予備)を配布します。※ 部落によっては2種類の収集日程表を配布します。お手数ですがご対応をお

ふ 前格にようでは2種類の収集は性級を配用しより。お子数ですがこ別心でお 願いいたします。

#### (3) ごみ収集場所の管理について

収集日には朝8時までにごみ収集場所へ出し、鍵がある場合はあけておいてください。収集が行えないおそれがあります。

○可燃ごみ

使い捨てライター・チャッカマンは可燃ごみの日に出してください。

○再生資源ごみ

雨の日に紙・布類を出すときは可能な限りビニール袋等で防水対策をお願いします。水にぬれると再資源化が難しくなります。

○スプレー缶

全てのスプレー缶は缶の日に出していただくようお願いしているところですが、まだ不燃ごみとして出されることがあります。**爆発事故防止のためスプレー 缶は必ず穴を開けて、缶の収集日**に専用コンテナに出していただきますようお願いします。

#### (4) 部落の一斉清掃に伴う土砂及び草の搬入について

町内美化清掃等により発生した土砂及び草の処理は原則として各自治会でお願いしますが、どうしても処理できない場合、**5月から10月までの第2・4日曜日**(午前8時から午前11時まで)に限り、赤碕金屋河川敷に搬入可能としています。**原則、下記の日程以外の日の搬入は許可しません。** 

実施日の2週間前までに申込書を提出(分庁も可)してください。実施日の2 目前頃に許可証をお渡しします(住所地により本庁、又は分庁)。実施当日の搬入前には、許可証記載の携帯電話に連絡し搬入してください。

※搬入量の多い5月の第3日曜日(5/20)、9月の第1日曜日(9/2)も 搬入日として追加します。 8月はお盆休みと重なるため日程をずらします。

5月	13日(日)	20日(日)	27日(日)
6月	10日(日)	24日(日)	
7月	8日(日)	22日(日)	
8月	19日(日)	26日(日)	
9月	2日(日)	9日(日)	23日(日)
10月	14日(日)	28日(日)	

【平成30年度 赤碕金屋搬入計画表】

#### (5)資源ごみ回収小屋の補助について

町内のごみの分別を徹底するため、各部落で資源ごみ等の回収小屋を設置される際に、設置費用の2分の1、上限10万円の補助を行います。対象となるのは小屋の新設、修理、費用などで、小屋を設置する土地の料金は対象となりません。

自治会のごみステーションの新築や改築をお考えの際は、町民生活課(52-1703) までお問い合わせください。

#### (6) 資源ごみ回収報奨金について

事前登録されている各自治会や子ども会などで回収した再生資源ごみに対して、資源ごみ回収報奨金として紙・金属 $1 \, \mathrm{kg}/5 \, \mathrm{H}$ 、ビン $1 \, \mathrm{tr}/5 \, \mathrm{H}$ を団体に交付しています。報奨金を請求される際は、銀行口座の番号・名義・フリガナを正確に記入してください。

#### (7) 野焼きについて

毎年役場には野焼きの苦情、相談が多数あります。屋外での焼却行為は原則禁止されており罰則もあります。民家の近くでの野焼きによる**煙や臭いは周辺の住民の方にとっては大変迷惑になります。**周辺の住民の方への影響を配慮することが重要です。部落で野焼きの煙や臭いでお困りの場合はご相談ください。

#### 2 火葬場の予約について

町営斎場の利用を次のとおり行っていますので周知方お願いいたします。 火入れから収骨までの時間は約1時間30分です。

火葬場の予約先(本庁舎のみで受付をいたします。)

町民生活課 152-2111、52-1704

- ・ 火葬の日時、時刻
- ・火入れ時刻(10分前までにご来場ください。)8:40 9:50 12:00 14:30 15:30
- 休場日 1月1日

※冬期間(12月~2月頃)は、急な積雪がある場合がありますので、 できる限り第2火入れ時刻以降の予約をお願いします。

#### 3 火葬(埋葬)許可申請の留意事項について

- ・許可申請先(本庁舎・分庁舎とも受付をいたします。)
- ・夜間、祝日、休日は、宿直の窓口で手続きしてください。
- ・死亡届を代理の方が持参される場合でも届出人欄は、**必ず同居の家族等の署 名・印鑑**をお願いします。

部落の方が代理で申請される場合は、親族の方と相談の上、あらかじめ次のこと について確認していただくと、スムーズに手続きを行う事ができますので、よろし くお願いします。

- ①出棺日時(火入れより30分前とする。) ②告別式の日時、場所
- ③喪主 ④祭壇借用の有無 ⑤弔電・生花の要・不要
- ⑥新聞・町報のおくやみ欄・日本海新聞のホームページの掲載の可否
- ⑦新聞社への届出人の連絡先の報告の可否 ⑧世帯の主な仕事の状況 <持参して頂くもの>
- ・火葬料 8,000円(町外(中部圏域)の方は12,000円)
- ・届出人(死亡者の同居の家族等)の印鑑
- ・死亡届(死亡診断書、届出人の記入のあるもの)提出の前には、コピーをお願いします。
- ※ 国民年金・葬祭費等の手続き及び、国民健康保険証(加入者の方)、後期高齢者医療被保険者証(対象者のみ)、国保高齢受給者証、介護保険被保険者証(対象者のみ)の返納は後日ご来庁ください。(ご親族がなくなられたときに必要な手続きの記載された用紙をお渡しします。)

#### 4 消費生活巡回相談の実施について

毎月、第2・第4木曜日に、役場本庁舎相談室にて定期巡回相談を実施しています。架空請求や契約のクーリングオフ・多重債務問題など消費生活全般に関する相談を中部消費生活センターの専門相談員が受け付け、問題解決への助言や各種情報の提供などを行っています。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

#### 5 消費生活出前講座の実施について

町民のみなさんに架空請求や悪徳商法など消費者問題に関心を持っていただき、被害を未然に防止するため、専門相談員を講師とした出前講座を行っています。老人クラブや婦人会、趣味の団体など、町内の団体が対象です。費用は無料ですので、お集まりの機会がありましたら町民生活課生活・年金係へお申し込みください。

開催日:第2・第4木曜日(他の曜日での希望がありましたらご相談ください)

時間:1時間程度(午前10時から午後4時頃まで対応可能)

申し込み期限:1ヶ月前まで

#### 6 本人通知制度の登録の推奨について

本人通知制度に、事前登録をしていただくと交付の事実を通知することができますのでご利用ください。

#### 7 個人番号カード(プラスチック製:ICチップ付き)取得の推奨について

個人番号カードの取得については、以下の4点あります。

- ① 写真を申請書に貼って郵送で申請する方法
- ② 自分で写真をとり、パソコン・スマホで申請する方法
- ③ 役場窓口で申請する方法
- ④ 企業・団体で申請する方法(部落単位でも受け付けします。)

詳細については、町民生活課まで問合せください。

※マイナンバーは一生使うものです。個人番号カード(プラスチック製)または 通知カード(紙製)は、無くさないよう大切に保管ください。

#### 8 住民票等のコンビニ交付サービスの利用について

町民の皆さまの利便性を図るため、平成28年4月1日から個人番号カード(顔写真入・利用者用電子証明付)を使用して、住民票・戸籍謄本・戸籍の附票・印鑑証明書・所得証明等を県内はもとより全国各地のコンビニエンスストアで、夜間・休日関係なく6時30分から23時までいつでも取得できるようになりましたのでご利用ください。(ただし、年末・年始は除く)

窓口では、申請書の記入・本人確認等ありますが、コンビニエンスストアでは、 店内のマルチコピー機にカードをかざして操作していただくだけです。コンビニエ ンスストアの店員を介せず証明書の交付ができます。

コンビニ交付による証明手数料については、現在窓口と同額ですが、平成30年 4月から50円減額する予定としています。

なお、コンビニ交付サービスを利用するためには、利用者用電子証明書付の個人 番号カードが必要です。

## 【子育て健康課】

問合せ先 電話 52-1705 (健康推進係)

52-1709(子育て応援室)

27-1333 (子育て世代包括支援センター)

#### 1 健康づくり推進員の役割について

地域に密着した健康づくりを推進し、健康で明るく笑顔あふれる町づくりを目指して、各部落に健康づくり推進員の設置をお願いしています。

健康づくり推進員さんには、各種検診の受診券・予防接種券の配布や検診受診の 声かけ、部落での健康教室開催の協力及び研修会等に参加いただき、地域の健康づくりの推進を図る役割を担っていただいています。今年1回目の健康づくり推進員 研修会は今月26日(月)14時からまなびタウンとうはくで開催予定です。

健康づくり推進員さんの活動について、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 2 各種検診の実施について

生活習慣病予防・がんの早期発見を目的に各種検診を実施します。

受診に必要な受診券等の配付については、世帯単位でまとめた上で、4月末の区 長文書で配付します。お手数ではありますが、区長さんから健康づくり推進員さん への連絡についてご協力をお願いします。

また平成30年度は、町内巡回検診での肺がん・結核検診と同時に新たに大腸がん検診も追加して実施します。

#### 3 予防接種助成券の配付について

区長さんを通じて健康づくり推進員さんに、高齢者対象の予防接種助成券の配付をお願いします。

① 4月末:高齢者肺炎球菌予防接種助成券

(対象者:65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳)

② 9月末:季節性インフルエンザ予防接種助成券(対象者:65歳以上)

#### 4 「健康づくり優良部落奨励金」の交付について

平成29年度分については、2月の検診終了後、受診率を集計し、がん検診の合計受診率が平成28年度と比較してアップした部落のうち、上位10部落に健康づくり推進員さんを通して交付する予定です。

#### 5 健康教室未実施部落での教室開催について

がんをはじめとする生活習慣病予防等、健康づくりを目的に部落の要望に応じて 健康教室を実施しています。

特に過去5年間(平成25~29年度)健康教室を開催されていない部落での取り組みをお願いします。該当部落については、2月26日の健康づくり推進員研修会の際にお知らせします。

#### 6 子育て世代包括支援センターについて

妊娠、出産、子育てなど子どもに関するあらゆる相談窓口を設置しております。 お気軽にご相談ください。

## 【福祉あんしん課】

問合せ先 電話 52-1706(高齢福祉係、障がい福祉係)

52-1715 (生活支援係、福祉事務所)

52-1525 (地域包括支援センター)

#### 1 町福祉事務所業務について

日常生活での経済的不安や困りごとについて住民の方から相談がある場合は、お近くの民生委員さん、または下記連絡先へお問い合わせください。

【連絡先】生活支援係(福祉事務所)電話:52-1715

#### 2 生活困窮者自立相談支援事業

働きたくても働けない、生活に困っているなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口を設置しています。一人ひとりの状況に合わせた支援計画を作成し、専門の支援員が寄り添いながら解決に向けた支援を行います。

【連絡先】生活支援係 電話:52-1715

#### 3 敬老会の助成について

75歳以上の方を対象に敬老会を実施される部落に対し、補助金を交付します。 区長さんには大変お世話になりますが、敬老会実施日が近づきましたらご連絡くだ さい。対象者名簿と補助金申請様式等を送付しますので、補助金申請等よろしくお 願いします。

【連絡先】高齢福祉係 電話:52-1706

#### 4 「介護保険出前講座」について

広く町民の方に介護保険制度についての理解を深めていただくとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制するため、介護予防の重要性を啓発する目的で、部落・各種団体を対象に開催するものです。希望の部落は下記までご連絡ください。

【連絡先】高齢福祉係 電話:52-1706

#### 5 「介護ボランティア事業」について

介護予防を目的とした「介護ボランティア事業」は、町内介護施設や高齢者の自宅で、誰にでも出来る簡単なボランティア活動(話し相手、お茶だし、ごみだし)を実施することにより、実施時間に応じてポイントを貯め、集まったポイント数に応じて「ことうら商品券」と交換する制度です。一人でも多くの方の登録をお待ちしています。

【連絡先】高齢福祉係 電話:52-1706

#### 6 あいサポート運動の普及啓発について

障がいのある方々に対する理解を深めていただくため、鳥取県では「あいサポート運動」を推進しています。

各部落、職場等への出前講座も行っていますので、ご希望の場合は下記にご連絡 ください。

【連絡先】障がい福祉係 電話:52-1706

#### 7 琴浦町認知症高齢者等SOS見守りネットワーク事業について

行方不明の可能性のある認知症高齢者等が地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関の支援体制を構築し、高齢者の安全と家族への支援を図る事業です。 あんしんトリピーメールの登録を行った関係協力機関や自治会、一般町民に対し、 事前に申請された認知症高齢者等の行方不明案件が発生した際にメールにより情報提供を行い、早期発見・保護に繋げるものです。行方不明等の恐れのある高齢者が自治会内にいらっしゃる場合は、下記の連絡先にご連絡ください。

【連絡先】 地域包括支援センター 電話:52-1525

#### 8 介護予防サークル活動支援事業について

閉じこもりを解消し、高齢者を支えあう地域づくりのため、要援護高齢者を含めた高齢者が身近な地域で参加できるサークル活動(趣味・文化・体育活動)について、活動費をお支払いします。

該当の団体がありましたら、下記へお知らせください。

#### 【対象サークルの条件】

- (1) 40歳以上の町民で構成し、かつ、65歳以上の者が5人以上活動すること
- (2)メンバーに要援護高齢者(ひとり暮らしや夫婦のみの世帯の方、要介護・要支援認定を受けている方、閉じこもり傾向の方)を含むこと
- (3)年間を通じて継続的に(おおむね週1回・月4回以上)活動すること
- (4) 内容は囲碁、手芸、グランドゴルフや体操、地域貢献活動等の介護予防や生きがいにつながる活動とする
- (5)他から助成を受けていないこと

【連絡先】地域包括支援センター 電話52-1525

#### 9 新わくわく琴浦体操の普及啓発について

誰でもどこでも短時間で楽しく覚えやすい内容で取り組むことができる介護予防効果のある体操を普及します。

町内在住の65名の体操普及指導員が、各地域で運動の輪を広げ、健康づくりのお手伝いをします。

各部落でご希望の場合は、下記までご連絡ください。

【連絡先】地域包括支援センター 電話52-1525

#### 10 高齢者の交流拠点の整備(認知症カフェ・地域カフェ)

琴の浦高等特別支援学校が運営する『ことカフェ』と連携し、地域住民の交流や 高齢者の孤独解消等を目的に、グループホームはなみで認知症カフェを定例開催し ています。

また、地域住民が主体となり、誰もが自由に参加し、お茶を飲みながら楽しく交流や相談ができる地域カフェも開催されています。

その他の地域でも地域カフェの立ち上げ支援を行いますので、カフェを立ち上げたい地域は、ご連絡・ご相談ください。

【連絡先】地域包括支援センター 電話52-1525

#### 11 赤十字会費募集の協力について

毎年5月は日本赤十字運動月間となっており、5月(4月末配布予定)の区長文書で、会費募集の協力依頼文書を配布させていただきます。

お寄せいただいた会費は全額日本赤十字社に送金し、この会費をもとに、国内外にわたる災害救護活動、血液事業、医療事業、命と健康を守る講習会等の活動が行われます。本町においても、赤十字奉仕団の活動費となり、ひとり暮らし高齢者の慰問や施設、病院でのお手伝いなど地域に密着した活動が行われます。

会費募集の推進と取りまとめは下記のとおりですので、ご協力をお願いいたします。

【納入期限】 平成30年5月31日(木)

【納入場所】 福祉あんしん課または分庁舎総合窓口係

【連 絡 先】 生活支援係 電話:52-1715

## 【商工観光課】

問合せ先 電話 55-7801(商工係、観光係、地域振興係)

#### 1 移住定住促進の事業紹介について~空き家ナビ(空き家情報登録制度)

琴浦町内に存在する空き家(空き家となる予定のものを含む。)に関する情報や、空き家等の利用を希望する人に関する情報を登録し、双方に対して斡旋を行う制度です。空き家等に関する交渉及び売買・賃貸借等の契約については、当事者間で行っていただきます。部落内に居住可能な空き家がありましたら、所有者を通じて商工観光課へご連絡ください。

また、この制度を利用して、町外の方が、当該空き家に生活の本拠として転入された場合、自治会に対して、地域活動への参加に対する支援として、30,000円を交付します。

#### 2 琴浦町営バス及び広域路線バス待合所設置費補助金について

生活交通手段となるバスの利用を促進し、地域公共交通の維持活性化を図るため、 部落が自主的に取り組むバス待合所の整備に対して、補助金を交付します。補助金 の額は、補助対象経費の全額とします。ただし、上限は60万円です。

## 【農林水産課】

問合せ先 電話 55-7802 (農林水産振興係) 55-7803 (農村整備係)

## 1 「緑の募金」家庭募金の協力について

春期募金期間は3月25日~5月31日です。家庭募金への協力をお願いします。 また、お寄せいただいた募金の一部は各地区で行われる緑化活動に対し、交付金 として交付しています。希望される場合は、3月下旬に募金活動協力依頼と同封し ます緑化活動計画書を5月31日までに農林水産課へご提出ください。

#### 2 松くい虫防除事業の実施について

春の特別防除(ヘリによる空中散布)を実施します。なお、散布回数について 2回実施しておりましたが、1回散布に変更します。

散布区域 赤碕地区 (太一垣・尾張)、東伯地区 (大杉・福永・倉坂) ※散布区域は例年と同様の範囲です。

散布日時 5月下旬~6月上旬 午前5時~午前10時頃まで 詳細はチラシ等でお知らせします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 3 アユの投網禁止について

加勢蛇川と勝田川では、アユの繁殖保護のため6月1日から同月30日まで、漁業法第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づきアユの投網採捕が禁止されます。看板による周知を行うほか、詳細については町報および行政放送でお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

#### <禁止区域>

加勢蛇川 (琴浦町大字野井倉 266 地先えん堤から下流の区域) 勝田川 (琴浦町大字佐崎 154-1 地先佐崎橋から下流の区域)

#### 4 農業振興地域整備計画の全体見直しについて

町では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効活用と農業の近代化を総合的に進めるため、琴浦農業振興地域整備計画を策定していますが、平成30年度は、5年に一度の総合的な見直しの年となっています。

農業振興地域内の土地を、平成30年度中に住宅建築や植林といった農業以外の利用を予定されている場合は、3月末までに、今後5年以内に農業以外の利用を予定されている場合は、5月末までに必要書類を提出していただきますようお願いします。なお、総合的な見直しが完了する来年3月まで個別の計画変更はできませんので、ご注意ください。

## 【建設課】

問合せ先 電話 55-7804 (土木係、維持管理係) 55-7805 (住宅係)

#### 1 道路・河川愛護にご協力ください

- (1) 部落周辺の町道・河川等の草刈、側溝の清掃等、部落で清掃日を定めご協力をお願いします。
- (2) 建設課のダンプの貸出しは、平成29年度で終了しました。
- (3) 町道、県道、河川等の破損・陥没・カーブミラーの破損等ありましたら建設課に連絡いただきますようお願いいたします。
- (4) 琴浦町土木施設愛護ボランティア制度の加入について
  - ・部落外の町道及び道路側溝、町管理の公園等の草刈・清掃等が対象
  - ・部落・各団体で登録
  - ・実績報告により、上限5万円を支給
- (5) 除雪作業にご協力ください
  - ・10 c m以上の積雪が見込める場合に、主要幹線道路から優先的に除雪作業を 行います。
  - ・除雪の妨げにもなりますので、路上駐車はやめてください。
  - ・除雪車通過後、家の出入口を雪でふさいでしまう場合がありますが、各家庭 で除雪をお願いします。
  - ・除雪に関するお問い合わせについては、各区長さんを通じてお願いします。 【問合せ先】 土木・維持管理係 55-7804

#### 2 街路灯LED設置費用の助成について

・LEDを新設した部落へ最大で1万円の補助(設置前に協議が必要) 集落内の街路灯については、部落での管理をお願いします。電気代は町。 (道路照明灯や集落外の街路灯は町が管理)

【問合せ先】 土木・維持管理係 55-7804

## 【上下水道課】

問合せ先 電話 55-7806 (上水道係) 55-7807 (下水道係)

#### 1 上水道事業について

- ・平成30年度布設替等工事について 下水道工事等に伴う水道管布設替工事を昨年度に続き行いますのでご協力 をお願いします。
- ・漏水調査による一時的な断水について 漏水等による無効な水を減少するため、年間を通して漏水調査を夜間に行い ます。一時的に断水( $1\sim2$ 分程度)となりますがご協力をお願いします。
- ・消火栓の使用について(上水道区域のみ) 点検、消火訓練等で消火栓を使用される場合は、事前に届出をお願いします。

#### 2 下水道事業について

・平成30年度事業概要について(予定) 下水道の管渠等工事を東伯・赤碕とも昨年度に続き行います。通行規制により工事を行いますのでご迷惑をお掛けいたしますが、ご協力をお願いします。

区 分	東伯処理区	赤碕処理区
管渠工事区域	八橋5区、八橋6区(国道9 号及び周辺箇所)	南出上、大石、佐崎、太一 垣、今在家
マンホールポンプ		今在家
詳細設計		下中村、松ケ丘、分乗寺

#### ・下水道使用料について

一般家庭の下水道使用料は住民基本台帳の人数で算定します。

実際の使用人数が異なる場合は長期不在等届出書により調整していますの で届出書を提出ください。

なお、届出書には不在を証明する資料を添付が必要です。添付が困難な場合には区長の署名押印により証明にかえる事ができます。その際の対応にご理解とご協力をお願いします。

## 【農業委員会事務局】

問合せ先電話 55-7809 (農地係、農政係)

#### 1 農業委員会総会について

農業委員会では、農地の売買、貸借、転用などについて審査を行うため、毎月 10日に定例総会を開催しています。(10日が土・日曜日、祝日の時は前日) 農地の貸借、売買、転用などの許可が必要な方は、毎月25日(土・日曜日、祝 日の時は翌日)までに、申請書を農業委員会事務局へ提出いただきますようお願い します。

なお、農地を農地以外(住宅、駐車場、資材置場、山林等)の目的に利用される場合は、事前に転用許可が必要です。許可を受けないまま転用されると罰則が科せられますのでご注意ください。

#### 2 農家相談日の開設について

農地の売買、貸借、遊休農地、農地転用など、農家のみなさんがかかえる様々な問題について相談に応じます。農地に関する相談をご希望の際は、土地の所在がわかるものをご持参ください。

開設日 毎月第1火曜日(土・日曜日、祝日の時は翌日) 午前9時~正午(受付は午前11時30分まで)

開設場所 分庁舎2階農業委員会事務局

相 談 員 農業委員・農地最適化推進委員 2名

## 【教育総務課】

問合せ先 電話 52-1160 (庶務係、学務係、指導係)

小中学校では「ふるさとを愛し、未来を拓く琴浦っ子の育成」を基本目標とし、 家庭や地域と一緒になって、子どもたちを見守り育てる「ことうら教育」を推進 します。

#### 1 地域と連携した子育で活動を展開します。

運動会、学校公開、ふるさと学習活動など、地域のみなさんの協力をお願いしながら、ふるさとに心寄せる教育活動を展開します。

## 【社会教育課】

問合せ先 電話 52-1161(生涯学習係、学芸文化係)

52-1115 (図書館本館)

55-7547 (図書館分館)

52-2047 (総合体育館:社会体育係)

55-2707 (農業者トレーニングセンター:社会体育係)

町民一人一人が生涯を通じて「学びあい・高めあい『幸せ』感じるまちづくり」をめざし、いつでも・どこでも・誰とでも学びあい、高めあう生涯学習を推進します。

#### 1 地域安全パトロール隊の推進

地域の安全を守るため、「地域安全パトロール隊」を結成し、取り組んでいます。

子ども達の安全確保にむけて地域全体で子ども達を見守っていただくととも に、その活動を通して女性や高齢者にも安全で安心できる町づくりを目指して います。

日頃からのあいさつや、声かけに心がけ、心と心が繋がり、顔と顔の見える 地域づくりにご協力をお願いします。

なお、この活動にご協力いただける方は、教育委員会または各地区公民館に 申込みをお願いします。

#### 2 10秒の愛~やさしさの貯金~の推進

「10秒の愛」とは、忙しい毎日の中で忘れがちな子どもとのふれあいについて、10秒ほどのささやか時間でも子どもと真剣に向き合おうという「子育ての合言葉」です。教育委員会では、10秒の愛実行委員会とともに保育園、こども園、小学校、中学校や保護者会、青少年健全育成協議会等と連携して、啓発活動を行うなどキャンペーンを推進しています。

本年度も継続して事業に取り組みますので、地域での子ども達への「あいさつ」などの声かけのご協力をお願いします。

#### 3 公民館活動の推進

各地区公民館では、地域の実情に合わせて、地域が元気になる、地域の特色を生かした各種学習事業に取り組んでいます。

引き続き、公民館行事(町民運動会、公民館祭、各種大会・教室等)にご協力をお願いします。

#### 4 男女共同参画の推進について

女性も男性も、誰もが性別にかかわりなく、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて啓発に取り組んでいます。

6月の男女共同参画週間の前後には各地区公民館等で男女共同参画講演会など を開催します。これら啓発事業への参加推進にご協力お願いいたします。

#### 5 社会教育の主な事業について

(1)第64回東伯郡民体育大会 (主会場:湯梨浜町) 期日 7月未定

(2) 琴浦町スポーツ・レクリエーションin琴浦

期日 6月3日(日)予定

会場 町内

種目 グラウンド・ゴルフ、ソフトボール、バドミントン、 ソフトテニス、バウンスボール、体力測定&=ュースポ゚ーツ交流会など

(3) 第12回琴浦町文化祭(予定)

時期 11月上旬

会場 まなびタウンとうはく

(4) 各地区町民運動会

期日 9月23日(日)安田

期日 9月30日(日)八橋、浦安、古布庄、以西

期日 10月7日(日)下郷、上郷、赤碕、成美

(5) 各地区公民館祭

期日 11月10日(土)~11日(日)下郷、古布庄

期日 11月11日(日) 八橋、浦安

期日 11月18日(日) 上郷

期日 2月 3日(日) 赤碕、以西

期日 2月10日(日) 安田、成美

#### 6 図書館の利用について

(1) 町内の図書館を利用される時は「図書カード」が必要です。図書カードを 持っておられない方は図書館(本館・分館)または、移動図書館車にて交付申 請をお願いします。(即日交付)

開館時間 火曜日~木曜日・土曜日 9:30~18:00

金曜日 (本館) 9:30~19:30

(分館) 9:30~18:00

日曜日・祝日 9:30~17:00

休館日 月曜日、毎月第4水曜日(資料整理日)、年末年始、特別整理

- (2) 移動図書館車は、町内部落・各学校・施設等の44ステーションを巡回していますので、町民の皆さんの利用をお願いします。なお、巡回日程は、毎月町報に掲載しています。
- (3) 本のリクエスト・予約もできますので、ご利用ください。

## 【人権・同和教育課】

問合せ先 電話 52-1162(人権・同和教育係、同和対策係)

「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」に基づき、誰もが安心して暮らせる人権尊重社会の実現にむけて、人権・同和教育を推進します。

#### 1 人権擁護委員による人権相談について

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて、地域のみなさんの人権が尊重されるように、人権に関する相談や、人権に関心をもっていただくための啓発活動を行っています。

女性、子ども、高齢者等をめぐる人権の問題や近隣とのトラブル等、身近なことで困っている方はおられませんか。おられましたら、人権相談のご利用を勧めてください。

毎月、地区公民館で人権相談窓口を開設し、相談に応じています。

- ・ 毎月の第2・4金曜日に開設しています。詳しくは町報をご覧ください。
- ・ 難しい手続はなく、無料で相談できます。
- ご相談の内容については、秘密を厳守します。
- ・ ご相談の内容が人権侵犯に当たると考えられる場合には、事案に応じて法 務局の調査や救済の手続きに移行することもあります。

#### 2 人権に関する啓発月間及び啓発週間の取組について

- (1) 鳥取県部落解放月間
  - ① 期間 7月10日(火)~8月9日(木)
  - ② 期間中の主な取組
    - 街頭啓発
    - 第43回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会の開催期日 8月8日(水) 会場 鳥取市
    - ・ 琴浦町差別をなくする町民のつどいの開催(期日等未定)
- (2)人権週間、琴浦町部落解放週間
  - ① 期間 12月4日(火)~10日(月)
  - ② 期間中の主な取組
    - 街頭啓発
    - ・ 人権・同和教育講演会の開催(期日等未定)

啓発期間以外にも、各文化センターやまなびタウン等で、人権に関する講演会 やイベントを開催しています。

区長さんにおかれましては、住民のみなさんへの参加の呼びかけや、ご自身の ご参加等、ご協力いただきますようお願いいたします。

## 【議会事務局】

## 問合せ先 電話 52-1710

## 1 意見交換会の開催について

議会基本条例に基づき、「意見交換会」を開催します。各部落または 団体から要望があれば出かけていきますので、ご連絡ください。

## 【町社会福祉協議会】

#### 問合せ先 電話 52-3600

#### 1 福祉委員の活動について

- ・地域福祉活動の推進、地域での困りごとの相談や、災害時における安否確認や情報伝達などをお願いします。
- ・民生委員・愛の輪協力員・福祉関係機関等との連携や協力をお願いします。
- ・福祉関係者の研修として琴浦町福祉大会を開催しますので参加をお願いします。 内容は、表彰、講演、実践発表等を行います。(平成30年2月25日予定)

#### 2 福祉委員・愛の輪協力員の設置について

・福祉委員・愛の輪協力員の任期を2年(平成30年・平成31年)とし専任でお願いしています。

#### 3 福祉座談会について

・集落へ出向き、福祉に関する意見交換や社会福祉協議会の事業やサービスについて説明を行いますのでお申込みください。

#### 4 地域福祉活動について

・いきいきサロン

1回実施ごとに 1,000 円助成(上限 25,000 円) 実施期間 4月1日~翌年3月31日まで(年6回以上) 取りまとめ 3月

・地域支え合い活動支援事業 (除雪等支援活動)

1回実施ごとに 2,000 円助成

上限 10,000 円とし助成期間は継続して3年間

取りまとめ 12月

・支え愛マップづくり

実施集落に対し50,000円助成

取りまとめ 8月

#### 5 広報紙の配布について

- ・福祉の情報をお届けする広報紙「福祉だより」を年 $4回(4 \cdot 7 \cdot 10 \cdot 1月)$ 発行します。
- ・発行前月末に区長さん宅にお届けしますので、各戸に配布していただきますよう お願いします。

#### 6 ホームページについて

・ホームページに地域福祉活動、福祉サービス、ボランティア活動などを掲載しています。また、各種申請書をダウンロードして使用できます。

#### 7 社会福祉協議会の会費について

- ・地域福祉の推進を目的とする事業の財源となる会費のとりまとめについてご協力 をお願いいたします。
  - 一般会費は6月に一世帯当り1,000円のご協力をお願いします。

#### 8 赤い羽根共同募金について

・赤い羽根共同募金は、10月1日から始まります。

琴浦町共同募金委員会の目標達成に向けて募金活動を行います。戸別募金の一世 帯当りの目安額として700円のご協力をお願いします。

また、町内各店舗前で小中学校の児童・生徒、ガールスカウト等に協力をいただき街頭募金を行います。

#### 9 歳末たすけあい募金について

・歳末たすけあい運動は、12月1日から募金活動を行います。戸別募金の一世帯 当りの目安額として500円のご協力をお願いします。

また、共同募金運営委員、社協役職員が町内外の事業所に募金のお願いに伺います。



琴浦町では、人口減対策への取り組みを町内外に広めるためのロゴを作成しました。 琴浦町の特産である牛とまねきねこをかけ合わせ、琴浦に来てほしい、住んでほしい という思いをこめました。「コトウライフ」とは"コトウラ"と"ライフ (暮らし)" を合わせたオリジナルの言葉です。